

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所  
理事長 小池善明

売買単位の集約に係る上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成24年4月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所では、投資者の利便性の向上を図るため、平成19年11月27日に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表、他の証券取引所と協同で売買単位の集約に向けた取組みを進めてきました。

今般、東日本大震災の影響等を踏まえ延期していた「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進するための制度整備を行うこととします。

また、事業再生ADRの利用が拡大していることを踏まえ、事業再生ADRに基づく整理を行う場合の債務超過の廃止基準の猶予期間を延長するなど、上場制度について所要の整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

## I. 改正概要

### 1. 売買単位の集約に向けた対応

#### (1) 100株と1000株への集約

上場会社に対して、単元株式数を100株とすることを義務づけます。ただし、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社は除きます。

#### (2) 100株への統一に向けた努力義務の新設

上場会社が、単元株式数を100株とすることを、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。

### 2. 上場廃止基準の特例の新設

#### (1) 事業再生ADRに基づく整理を行う場合の債務超過基準の特例

上場会社が、事業再生ADRに基づく整理を行うことにより2年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合について、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

#### (2) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び関連する実務指針等への対応

会計方針の変更又は表示方法の変更が行われた場合に開示されることとなる比較情報の数値は、上場廃止基準への適合性の判断には利用しないこととします。

#### (3) 受益権の併合又は分割

受益権の併合又は分割について、以下の対応を行うこととします。

- ・ 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある受益権の併合又は分割を行わない旨の遵守事項を新設することとします。
- ・ 受益権の併合又は分割を行うことを決定した場合、当該事実及びその他の必要な事項について適時開示を求めることとします。

(4) 新株予約権の上場基準の見直し

株主平等原則の趣旨に反することが明らかな場合など、公益・投資者保護の観点から  
適当でないと認められる場合には、上場を承認しないこととします。

(5) その他

その他所要の整備を行うものとします。

II. 施行日

平成24年4月1日より施行します。なお、1(1)の規定については、平成26年4月  
1日から適用します。

以 上

売買単位の集約に係る上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	5
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	6
4. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	9
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	10
6. 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	11
7. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並び に信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	13
8. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	15
9. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	19
10. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	23
11. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	24
12. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	27
13. 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	29
14. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並び に信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	32
15. 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の 一部改正新旧対照表	33

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 有価証券の新規上場 (新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8)の2 新規上場申請に係る株券(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の5第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</p> <p>(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。)に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し</p> <p>各2部(bに規定する書類については1部)</p> <p>a～c (略)</p>	<p>第2章 有価証券の新規上場 (新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8)の2 新規上場申請に係る株券(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の5に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</p> <p>(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。)に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し</p> <p>各2部(bに規定する書類については1部)</p> <p>a～c (略)</p>

d 届出目論見書及び届出仮目論見書

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各2部 (bに規定する書類については1部)

a～c (略)

d 発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書

e (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

aからdまでに規定する書類については各2部、eからiまでに規定する書類については各1部。

a～d (略)

e 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

f・g (略)

h 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書

i (略)

(6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し

a (略)

b 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書

(7)・(8) (略)

6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項

d 届出目論見書(届出仮目論見書を含む。)

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各2部 (bに規定する書類については1部)

a～c (略)

d 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書を含む。)及び発行登録追補目論見書

e (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

aからdまでに規定する書類については各2部、eからiまでに規定する書類については各1部。

a～d (略)

e 自己株券買付状況報告書(訂正自己株券買付状況報告書を含む。)

f・g (略)

h 大量保有報告書(訂正大量保有報告書を含む。)及び変更報告書(訂正変更報告書を含む。)

i (略)

(6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し

a (略)

b 大量保有報告書(訂正大量保有報告書を含む。)及び変更報告書(訂正変更報告書を含む。)

(7)・(8) (略)

6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項

に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。) 又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。)にあつては、中間監査を含む。以下同じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表

に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。) 又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。)にあつては、中間監査を含む。以下同じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。)(特定事業会社

を作成すべき会社でない会社にあつては、  
四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び  
四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）

（特定事業会社にあつては、中間財務諸表  
を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項各  
号の規定により提出する「上場申請のため  
の四半期報告書」に記載される四半期財務  
諸表等

(3) 有価証券上場規程に関する取扱い要領  
2. (1) bの2に規定する財務諸表又は連  
結財務諸表

8～12 (略)

第3章 新株券等の上場および上場有価証券の変  
更上場

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあつ  
た新株予約権証券が、上場株券を目的とするも  
のである場合には、次の各号に適合するとき  
に上場を承認するものとし、その上場期間は、当  
該新株予約権の行使期間満了の日の前日であ  
つて、本所が定める日までとする。

(1)～(5) (略)

(6) 公益又は投資者保護の観点から、その  
上場が適当でない認められるものでない  
こと。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施  
行する。

にあつては、中間財務諸表を含む。)をいう。  
以下同じ。)又は前項各号の規定により提出  
する「上場申請のための四半期報告書」に  
記載される四半期財務諸表等

(新設)

8～12 (略)

第3章 新株券等の上場および上場有価証券の変  
更上場

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあつ  
た新株予約権証券が、上場株券を目的とするも  
のである場合には、原則として次の各号に適合  
するときに上場を承認するものとし、その上場  
期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日の  
前日であつて、本所が定める日までとする。

(1)～(5) (略)

(新設)

2 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、<u>単元株式数が1000株である場合を除く。</u>)ただし、本所が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)ただし、本所が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p><u>dの3 前dの2に規定する新株予約権無償割当に係る発行登録(その取下げを含む。)</u> <u>又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当のための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始</u></p> <p>e～ai (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の5 第2条から第2条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、TDnet(本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知は、第1項に規定する会社情報の開示により行うものとする。</u></p>	<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>e～ai (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の5 第2条から第2条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、TDnet(本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の各号に定めるところに従い、本所に書類の提出を行うものとする。

(1) (略)

(2) 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

a～c (略)

d 上場している新株予約権証券の数が500単位未満となった場合及び1単位未満となった場合

その都度直ちに

2 (略)

第3章 書類の提出等

(株式分割の効力発生日等)

第12条の4 (略)

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除く。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(単元株式数)

第12条の5 上場会社は、上場株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場株券の単元株式数が1000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第8号ただし書きの適用を受けて新規上場した場合には、この限りでない。

2 (略)

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の各号に定めるところに従い、本所に書類の提出を行うものとする。

(1) (略)

(2) 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

a～c (略)

(新設)

2 (略)

第3章 書類の提出等

(株式分割の効力発生日等)

第12条の4 (略)

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除く。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(単元株式数の変更等)

(新設)

第12条の5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の5第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第3章 望まれる事項  <u>(売買単位の統一に向けた努力)</u></p> <p>第14条の2 <u>上場会社は、上場株券の単元株式数を100株とするよう努めるものとする。</u>            (コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>第4章 公表            (公表措置)</p> <p>第19条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。            (1) (略)</p> <p><u>(1)の2 上場会社が適時開示規則第12条の5第1項の規定に違反したと本所が認める場合</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第19条第1項第1号の2の規定は、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>第3章 望まれる事項</p> <p>(新設)</p> <p>(コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>第4章 公表            (公表措置)</p> <p>第19条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。            (1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)</u>又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(20) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(20) (略)</p>

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する  
有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>	<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号(第2条の2第3号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認  
証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手  
続が実施された場合における産活法第49  
条に規定する特例の適用を受ける特定調整  
手続による場合も含む。)

c (略)

d (略)

a (略)

(新設)

b (略)

c (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに  
信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 受益証券に係る受益権の併合又は分割</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(受益権の分割の効力発生日等)</u></p> <p><u>第9条の2 投資信託委託会社は、受益証券に係る受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。</u></p> <p><u>2 投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して4日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</u></p> <p><u>(行動規範)</u></p> <p><u>第9条の3 投資信託委託会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある受益証券に係</u></p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

る受益権の併合又は分割を行わないものとする。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>bの2 最近2年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。</u></p> <p>c (略)</p> <p>d 新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。）が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後におい</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c (略)</p> <p>d 新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。）が最近1年間（<u>上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼ</u></p>

て次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該（a）又は（b）に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

（a）・（b） （略）

dの2・e （略）

（2）・（3） （略）

（4） 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 （略）

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のう

る。以下この2.、6.、8.及び10.における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該（a）又は（b）に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

（a）・（b） （略）

dの2・e （略）

（2）・（3） （略）

（4） 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 （略）

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のう

ち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。）若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等（四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。）若しくは四半期損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

dの2～o （略）

(5) （略）

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2.（1）bの2若しくはdの規定により添付される書類を含む。）

c （略）

(2)・(3) （略）

16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

(1)～(3) （略）

(4) 第3条第7項第3号及び2.（1）bの2の規定は、「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。この場合において、2.（1）bの2中「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼ

ち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

dの2～o （略）

(5) （略）

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2.（1）dの規定により添付される書類を含む。）

c （略）

(2)・(3) （略）

16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

(1)～(3) （略）

(新設)

る。以下同じ。」とあるのは「最近」の計  
算は、上場市場の変更申請日の直前事業年  
度の末日（上場市場の変更申請日とその直  
前事業年度の末日から起算して1か月以内  
である場合には、当該直前事業年度の前事  
業年度の末日をいう。）を起算日としてさか  
のぼる。」と読み替える。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施  
行する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(5) (略)            (6) 利益の額              a (略)              b 第6号に規定する「利益の額」とは、<u>連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）</u>に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、<u>連結損益計算書等</u>に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。              c～e (略)              f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の<u>連結損益計算書等</u>に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(5) (略)            (6) 利益の額              a (略)              b 第6号に規定する「利益の額」とは、<u>連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）</u>をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、<u>連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。</u>              c～e (略)              f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の<u>連結損益計算書</u>に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合</p>

合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。

g (略)

h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等(当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

i (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e～g (略)

(8)・(9) (略)

は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。

g (略)

h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書(当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

i (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

e～g (略)

(8)・(9) (略)

- (10) 株式事務代行機関の設置
- a (略)
- b 第10号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。
- (a) (略)
- (b) 日本証券代行株式会社、東京証券代行株式会社及び株式会社アイ・アールジャパン

(11) (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)  
第1項関係

(1)～(2)の2 (略)

(3) 利益の額

a 第3号に規定する「営業利益の額」とは、連結損益計算書等に基づいて算定される営業利益の額(連結財務諸表規則第56条により記載される「営業利益金額」又は「営業損失金額」をいう。)をいうものとする。

b～d (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

(5) (略)

- (10) 株式事務代行機関の設置
- a (略)
- b 第10号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。
- (a) (略)
- (b) 日本証券代行株式会社及び東京証券代行株式会社

(11) (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)  
第1項関係

(1)～(2)の2 (略)

(3) 利益の額

a 第3号に規定する「営業利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される営業利益の額(連結財務諸表規則第56条により記載される「営業利益金額」又は「営業損失金額」をいう。)をいうものとする。

b～d (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(競争入札による公募等の方法)</p> <p>第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。</p> <p>(1) 元引受会員は、原則として上場前の公募等に係る有価証券届出書の提出日(当該有価証券届出書に競争入札による公募等の発行価格又は売出価格の記載がない場合には、当該有価証券届出書(添付書類及び訂正届出書を除く。以下この号において<u>同じ。</u>)の提出日及び当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日(この場合において、当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募等に係る株式数に変更があるときは、当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。))に、競争入札による公募等についての広告を行うものとする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(競争入札による公募等の方法)</p> <p>第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。</p> <p>(1) 元引受会員は、原則として上場前の公募等に係る有価証券届出書の提出日(当該有価証券届出書に競争入札による公募等の発行価格又は売出価格の記載がない場合には、当該有価証券届出書の提出日及び当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日(この場合において、当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募等に係る株式数に変更があるときは、当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。))に、競争入札による公募等についての広告を行うものとする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2条第1項第1号aに掲げる事項</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類</u> 作成後直ちに</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>b 第2条第1項第1号bに掲げる事項</p> <p>(a) 発行登録に関する次の書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類</u> 作成後直ちに</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>cの2 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項</p> <p><u>株券無償割当ての決議又は決定を行った場合は、次の(a)に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)から(c)までに掲げる書類</u></p> <p><u>(a) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての日程表</u> 確定後直ちに</p> <p><u>(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し</u></p>	<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2条第1項第1号aに掲げる事項</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>目論見書(届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。)</u> 作成後直ちに</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>b 第2条第1項第1号bに掲げる事項</p> <p>(a) 発行登録に関する次の書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>発行登録目論見書(発行登録仮目論見書を含む。)</u> 作成後直ちに</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>cの2 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項</p> <p><u>株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表</u> 確定後直ちに</p>

受領後直ちに

(c) 有価証券通知書及び変更通知書の写し  
内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

cの3 第2条第1項第1号dの3に掲げる事項  
次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイからハマまでに掲げる書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し  
受領後直ちに

ロ 発行登録通知書の写し  
内閣総理大臣等に提出を直ちに

ハ 発行登録取下届出書の写し  
内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 重要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類  
本所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」  
決定後直ちに(調査開始日の前日まで)

d～k (略)

1 第10号に掲げる事項

(a)・(b) (略)

(c) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類  
 作成後直ちに

(d) (略)

(e) 発行登録に関する次の書類

イ (略)

ロ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類  
 作成後直ちに

ハ～ヘ (略)

m・n (略)

(4)～(7) (略)

付 則

(新設)

d～k (略)

1 第10号に掲げる事項

(a)・(b) (略)

(c) 目論見書(届出仮目論見書を含む。)  
 作成後直ちに

(d) (略)

(e) 発行登録に関する次の書類

イ (略)

ロ 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書を含む。)  
 作成後直ちに

ハ～ヘ (略)

m・n (略)

(4)～(7) (略)

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表（<u>比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）</u>に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、同取扱い2.(5)bに規定する貸借対照表（<u>比較情報を除く。以下この号において同じ。）</u>）に基づいて算出される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認め</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、同取扱い2.(5)bに規定する貸借対照表に基づいて算出される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。</p>

るものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ (略)

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)

ハ (略)

(b) (略)

e・f (略)

(6)～(16) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

b・c (略)

d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ (略)

(新設)

ロ (略)

(b) (略)

e・f (略)

(6)～(16) (略)

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する  
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。</p> <p>（a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（<u>d</u>に掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及び（ロ）の規定は適用しない。</p> <p>（b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める</p>	<p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。</p> <p>（a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（<u>c</u>に掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及び（ロ）の規定は適用しない。</p> <p>（b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める</p>

場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（二）までの区分に従い、当該（イ）から（二）までに規定する書面

（イ） （略）

（ロ） 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであること証する書面

（ハ） （略）

（二） （略）

ロ 第2条において読み替えて適用する

場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ハ）までの区分に従い、当該（イ）から（ハ）までに規定する書面

（イ） （略）

新設

（ロ） （略）

（ハ） （略）

ロ 第2条において読み替えて適用する

株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a dに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a dに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 受益証券特例第6条第2項第3号の2</u> <u>に掲げる事項</u> <u>受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p>

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)</p> <p>退職給付会計基準を適用する事業年度前の事</p>	<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)</p> <p>退職給付会計基準を適用する事業年度前の事</p>

業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.（6）bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.（6）bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。